

大洲中央病院における診療用放射線の安全利用のための指針

(令和02年03月23日制定)

第1章 基本的な考え方

1. 診療用放射線の安全利用(以下、「医療放射線安全管理」という。)については、高度で複雑な医療環境において維持、管理するには組織的な取り組みが必要である。このため大洲中央病院(以下「当院」という。)が組織的に医療放射線安全管理(医療法施行規則平成31年厚生労働省令第21号)について検討し、患者に安全・確実な医療を提供するため、次のとおり基本方針を定める。

第2章 病院長の責務

1. 病院長は、自ら医療放射線安全管理体制を確保するとともに、医療放射線安全管理責任者を配置するにあたっては、必要な権限を委譲し、また、必要な資源を付与して、その活動を推進することで当院内の医療放射線安全管理に努める。

第3章 医療放射線安全管理に関する組織

1. 医療放射線安全管理責任者に任命された者は、医療放射線安全管理委員会を統括する。
2. 当院における医療放射線安全管理は、病院長及び医療放射線安全管理委員会を中心に当院全体で取り組む。
3. 委員会の構成は、以下の通りとする。
 - 1) 医療放射線安全管理責任者
 - 2) 医師 若干名
 - 3) 診療放射線技師 若干名
 - 4) 看護師 若干名
 - 5) その他、委員長が必要と認めた者

第4章 医療放射線安全管理のための職員研修

1. 医療放射線業務に従事する病院職員(以下、「従事者」という。)は、医療放射線安全管理委員会が主催する研修会への参加義務(年1回)を負う。
2. 医療放射線安全管理委員会は、下記に定める項目を含む研修会を開催する。
 - 1) 医療被ばくの基本的な考え方に関する事項
 - 2) 放射線診療の正当化に関する事項
 - 3) 放射線防護の最適化に関する事項
 - 4) 放射線障害が生じた場合の対応に関する事項
 - 5) 患者への情報提供に関する事項
3. 医療放射線安全管理責任者は、研修の実施内容(開催日時、出席者、研修項目など)について記録し保存する。

第5章 医療放射線の安全管理に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

1. 医療放射線安全管理委員会は、下記に定める放射線診療に用いる医療機器等について(以下「管理・記録対象医療機器等」という。)、関係学会(日本医学放射線学会等)の策定したガイドライン等を参考に情報収集し、患者の医療被ばく線量管理および線量記録を行う。
 - 1) 据置型デジタル式循環器用 X 線透視診断装置
 - 2) 全身用 X 線 CT 診断装置
2. 医療被ばくの線量管理は、患者の医療被ばく線量の評価および被ばく線量の最適化を目的として行う。
3. 医療被ばく線量の記録は、患者の医療被ばく線量を適正に検証できる様式を用いる。
4. 医療被ばくの線量管理及び記録方法の変更、管理・記録対象医療機器等の新規導入・更新、そして放射線診療の検査手順の変更等があった場合には、必要に応じて見直しを行う。
5. 管理・記録対象医療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じて医療被ばくの線量管理および線量記録を行う。

第6章 放射線の過剰被ばくその他放射線診療に関する事例発生時の対応

1. 診療用放射線の被ばくに関連して、患者に何らかの不利益(以下、「有害事象」という。)が発生した場合は、これを認識した従事者は当該患者の主治医および医療放射線安全管理委員会に報告する。
2. 医療放射線安全管理委員会は、有害事象と医療被ばくの関連性の検証を行う。
3. 医療放射線安全管理責任者は、検証を踏まえ、患者などに速やかに説明を行うなどの対応を行う。
4. 医療放射線安全管理委員会は、同様の有害事象が発生しないよう、改善・再発防止のための方策を立案し実施する。

第7章 患者等との情報共有

1. 患者等が閲覧できるように、本指針を当院のホームページに公開する。
2. 患者に対する説明は、当該診療を実施することを指示した主治医が行う。主治医が必要と判断した場合は、医療放射線安全管理委員会に所属する医師、診療放射線技師、看護師から説明を行う。放射線診療における正当化については、医師及び歯科医師が実施すること。
3. 放射線診療実施前後に、患者から説明を求められた場合には、当該検査・治療による被ばく線量とその影響の説明、リスク・ベネフィットを考慮した検査・治療の必要性(正当化)の説明、および医療被ばく低減に関する取り組み(最適化)について説明を行う。

第8章 指針の見直し

1. 医療放射線安全管理の推進のため、「診療用放射線の安全利用のための指針」を定期的に見直し、周知徹底を行う。
2. 医療被ばくガイドラインなどに変更があった時、放射線診療機器などの新規導入または更新の時など、必要に応じて指針の見直しを行う。

第9章 その他

1. この指針に定めることその他、診療用放射線の安全管理に関する必要な事項・詳細は、委員会が指針内規として、別途定める。
2. 従事者の閲覧のため、本指針及び指針内規は当院共有ファイルに掲載する。

付則

この指針は、令和02年04月01日から実施する。